

議案第14号

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例

新居浜市企業立地促進条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4号中「事業所・企業統計調査規則（昭和56年総理府令第26号）」を「経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）」に改める。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）低炭素型事業促進奨励金

第4条第2項中「前項第2号から第4号まで」を「前項第4号及び第5号」に、「第7条第3項」を「第7条第4項」に、「前項第3号」を「前項第4号」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号の奨励金の交付を受ける指定事業者に対しては、同項第4号の奨励金についても交付することができる。

第7条第1項第2号中「3,000万円」を「2,000万円」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、奨励措置のうち、企業の立地を伴わない新規事業促進奨励金又は低炭素型事業促進奨励金の交付を受ける企業にあつては、

次の各号のいずれかに該当することを要件とすることができる。

(1) 投下固定資産総額が5億円（製造業及び電気・ガス・熱供給・水道業以外の企業にあつては3億円）以上であること。

(2) 前号の規定にかかわらず、中小企業者にあつては、投下固定資産総額が2,000万円以上であること。

附則第1項中「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

別表1の項中「1億円」を「3億円」に、「10人（中小企業者にあつては1人以上5人）未満」を「10人未満（中小企業者にあつては5人未満）」に、「未満（中小企業者にあつては零）」を「未満」に改め、同表中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3	低炭素型事業 促進奨励金	低炭素型事業の展開に伴う企業の立地を行い、新規雇用従業員が5人（中小企業者にあつては1人）以上のとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の1.4以内の額	1億円
---	-----------------	---	----------------------------------	-----

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市企業立地促進条例の規定により適用事業所の指定を受けている企業及び当該指定の申請を行っている企業については、なお従前の例による。

#### 提案理由

企業立地に対する奨励措置の拡大を図り、平成25年度まで期間を延長するとともに、新たな奨励措置を設けることにより企業の立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、本案を提出する。